

当モデル事業では、診療行為に関連した死亡について、死因究明及び再発防止を目的として、中立的な立場で解剖・分析・評価します。



そして、新たなスタート

2005年に日本内科学会内事業としてスタートした当モデル事業は、多くの可能性と、多くの期待の上、2010年4月、「一般社団法人日本医療安全調査機構」として新たにスタートしました。

“私たちはモデル事業に協力しています”

日本内科学会・日本外科学会・日本病理学会・日本法医学会・日本医学放射線学会・日本眼科学会・日本救急医学会・日本形成外科学会・日本産婦人科学会・日本歯科医学会・日本耳鼻咽喉科学会・日本小児科学会・日本整形外科学会・日本精神神経学会・日本脳神経外科学会・日本泌尿器科学会・日本皮膚科学会・日本麻酔科学会・日本リハビリテーション学会・日本臨床検査医学会・日本アレルギー学会・日本感染症学会・日本肝臓学会・日本胸部外科学会・日本血液学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器外科学会・日本循環器学会・日本消化器外科学会・日本消化器病学会・日本小児外科学会・日本神経学会・日本腎臓学会・日本心臓血管外科学会・日本糖尿病学会・日本内分泌学会・日本リウマチ学会・日本老年医学会・日本看護系学会協議会

モデル事業の詳細内容につきましては、
下記、地域受付窓口までお気軽にご相談ください。

北海道

- 対象：札幌市、小樽市、石狩市、江別市、岩見沢市、北広島市、恵庭市、千歳市内の医療機関
- 調査受付窓口：北海道医師会館内 北海道地域事務局
tel.011-206-7360 fax.011-206-7361

宮城県

- 対象：宮城県内の医療機関
- 調査受付窓口：東北大学病院内 宮城地域事務局
tel.022-274-1871 fax.022-274-1872

茨城県

- 対象：茨城県内の医療機関
- 調査受付窓口：筑波大学付属病院病理部内 茨城地域事務局
tel.029-852-5566 fax.029-852-5566

東京都

- 対象：東京都内の医療機関
- 調査受付窓口：東京地域事務局
tel.03-3434-3670 fax.03-3434-3671

新潟県

- 対象：新潟県内の医療機関
- 調査受付窓口：新潟大学医学部法医学教室内 新潟地域事務局
tel.025-223-6186 fax.025-223-6186

愛知県

- 対象：愛知県内の医療機関
- 調査受付窓口：愛知県医師会館内 愛知地域事務局
tel./fax.052-251-6711

大阪府

- 対象：大阪府内の医療機関
- 調査受付窓口：大阪大学医学部法医学教室内 大阪地域事務局
tel.06-6816-9500 fax.06-6816-9501

兵庫県

- 対象：西区と北区を除く神戸市内の医療機関
- 調査受付窓口：兵庫県監察医務室気付 兵庫地域事務局
tel.078-521-6333 fax.078-521-6334

岡山県

- 対象：岡山県内の医療機関
- 調査受付窓口：岡山県医師会館内 岡山地域事務局
tel.086-272-3250 fax.086-272-3255

福岡県

- 対象：福岡県内の医療機関
- 調査受付窓口：福岡県医師会館内 福岡地域事務局
tel.092-431-4588 fax.092-431-4606



わたしたちは
公正中立な
立場で医療の
安全を推進
いたします



一般社団法人
日本医療安全調査機構

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

モデル事業の流れ

“モデル事業”について

このモデル事業は診療行為に関連した死亡の原因を専門家が調査(解剖を含む)し、同様の事例が再発しないための対策を検討するものであり、厚生労働省の補助事業として一般社団法人日本医療安全調査機構が実施するものです。

目的

診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、それを医療関係者に周知することによって医療の質と安全性を高めていくとともに、評価結果をご遺族の皆様及び医療機関に提供することによって医療の透明性の確保を図ることを目的としています。

“モデル事業の対象”となるのは？

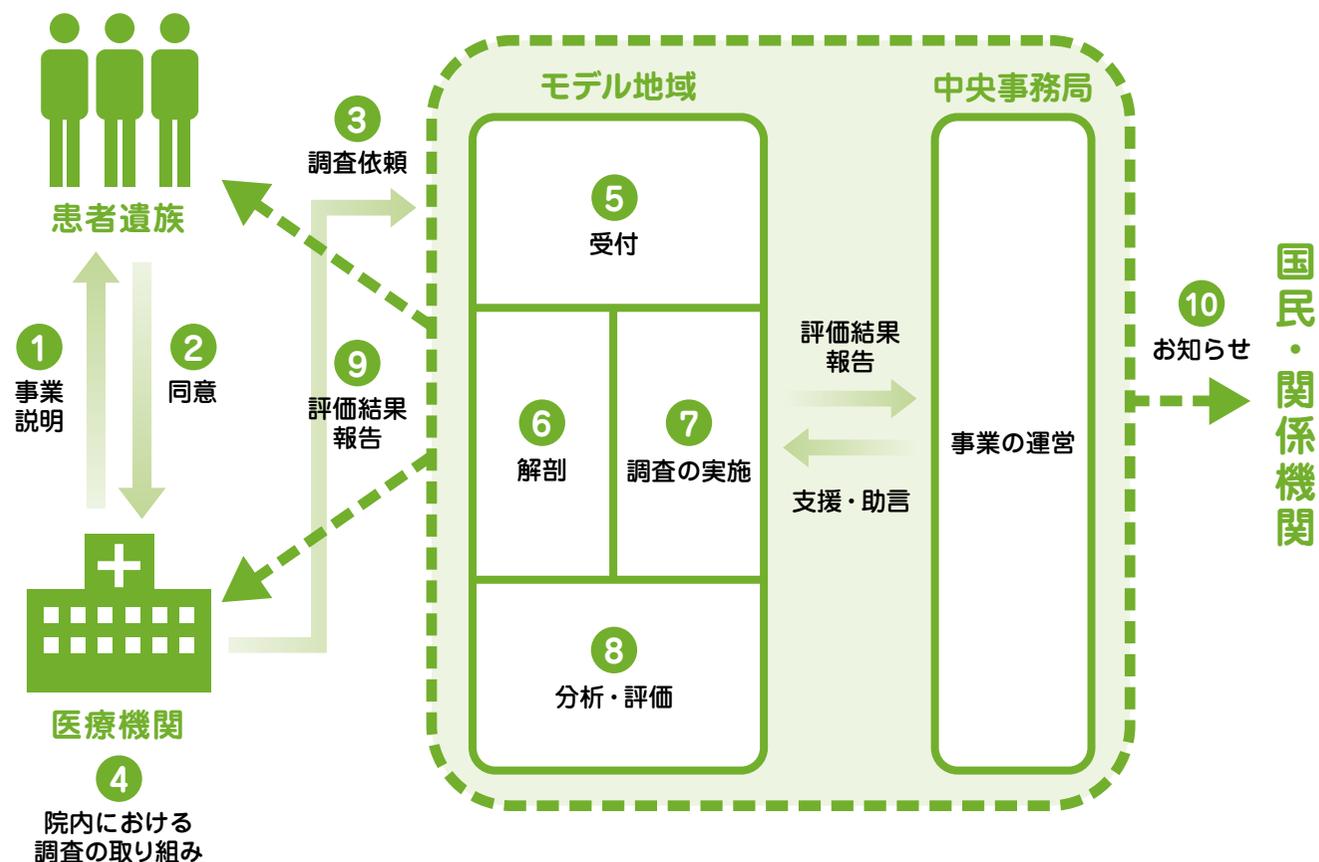
診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を中立な第三者機関において検討するのが適当と考えられる場合です。

なお、警察署に届け出られた事例についても、モデル事業の対象となることがあります。

プライバシーに関する情報の取扱いについて

モデル事業で扱う資料の多くが慎重に取り扱われるべき個人情報であることから、資料等は厳正に管理されます。個人名、医療機関名が公表されることはありません。

なお、医療の質と安全性を高めていくために、必要な情報をプライバシーに配慮した形で関係者に説明することがあります。



① 医療機関からモデル事業の説明を行います。

② 患者様ご遺族から同意をいただきます。

(必要時、死亡時画像診断を活用します。)

③ 医療機関からモデル事業に調査を依頼します。

※モデル事業は医療機関からの調査依頼が前提ですが、ご遺族のご要望により、モデル事業窓口から、医療機関に申請を働きかけます。

④ 医療機関は院内の調査に取り組みます。

⑤ モデル事業の地域受付窓口で受け付けます。

⑥ 解剖担当医(法医・病理)、臨床専門医の立ち会いの下、解剖を行います。

⑦ 臨床専門医による調査や聞き取りを行います。

⑧ 解剖結果・調査結果を踏まえ、分析・評価を行います。

⑨ 評価結果について、ご遺族、医療機関にご説明いたします。

⑩ 個人や医療機関のプライバシーに十分配慮した上で、必要な情報を国民・関係機関にお知らせします。

※地域毎の手続きの詳細については、それぞれのモデル地域事務局にご確認ください。